

伊丹市新庁舎整備工事の請負契約の一部を変更する契約
を締結することについて

伊丹市新庁舎整備工事の契約金額を変更するため、下記のとおり
請負契約の一部を変更する契約を締結する。よって、議会の議決に
付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 39
年伊丹市条例第 12 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

令和元年 6 月 25 日締結した伊丹市新庁舎整備工事の請負契約中
「契約金額 金 11,610,929,000 円」を「契約金額
金 11,734,776,900 円」に改める。

令和 4 年 3 月 10 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参 考)

1 工 事 の 名 称 及 び 位 置

名 称 伊丹市新庁舎整備工事

位 置 伊丹市千僧1丁目1番地他

2 契 約 の 方 法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の
2第1項第2号の規定による随意契約

3 契 約 金 額

金 1 1 , 7 3 4 , 7 7 6 , 9 0 0 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1 , 0 6 6 ,
7 9 7 , 9 0 0 円）

4 契 約 の 相 手 方

住 所 神戸市中央区下山手通3丁目12番1号

名 称 大成建設株式会社神戸支店

代表者 支店長 櫻井 信一

5 工 事 変 更 の 概 要

公共工事設計労務単価に係る特例措置及び物価水準の変動に
伴う契約上のインフレスライド条項に基づく事業費の追加